

改 正 案	現 行
(社内規則等) 第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。 2 保険会社が、人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を收受する保険であつて、被保険者が十五歳未満であるもの又は被保険者本人の同意がないもの(いずれも不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。以下この項において「死亡保険」という。)の引受けを行う場合には、前項の社内規則等に、死亡保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するための保険金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならない。	(社内規則等) 第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。 (新設)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十二までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあ

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十二までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあ

るのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三條の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三の三中「業務」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三條の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条

るのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三條の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三の三中「業務」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三條の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあ

「とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七條第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」

るのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七條第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十

とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項中「第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

第二百十一条の三十三 第五十三条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の六まで、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二百十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及

七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

第二百十一条の三十三 第五十三条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の六まで、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二百十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及

び第五十三条の六において同じ。」とあるのは「令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の五及び第五十三条の六において同じ。」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二條の十一」と、第五十四条中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百條の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百條の三」と、第五十四条の三中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百條の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

び第五十三条の六において同じ。」とあるのは「令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の五及び第五十三条の六において同じ。」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二條の十一」と、第五十四条中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百條の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百條の三」と、第五十四条の三中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百條の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。